平成２５年（フ）第４７１号
静岡県駿東郡小山町藤曲54番地の98
債務者　湯山　宗治
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
静岡県駿東郡清水町長沢791番地の３　シティコーポ長沢202号室、前住所静岡県駿東郡清水町伏見291番地の18　シティ伏見302
債務者　飯田　富吉
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
名古屋市港区七番町５丁目14番地　ブランシュ東海通412号
債務者　家永　幸恵（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５号
高知市知寄町３丁目216番地　朝日プラザ知寄町パサージュ406
債務者　宮地　香代
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６２号
高知市朝倉丙453番地　グランビュー613号
債務者　和田　理恵
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１００号
高知市石立町156番地２　ハイツ石立202
債務者　鍋島　悠也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０１号
高知市石立町156番地２　ハイツ石立202
債務者　鍋島　麻衣
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４４号
愛知県蒲郡市大塚町下長尾11番地３、従前の住所静岡県掛川市長谷２丁目19番地の５　ヒルトップ102
債務者　竹内　靖行
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５７号
愛知県豊橋市東新町341番地２
債務者　石賀トヨコこと　イシガ　エルシリア　トヨコ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５８号
愛知県豊橋市東新町342番地１　１―402
債務者　石賀ユミこと　テイシエイラ　ブルナ　ユミ　イシガ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６２号
愛知県豊橋市上野町字新上野３番地　203
債務者　坂本　勇
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１号
島根県出雲市中野町783番地18
債務者　梶谷　一貴
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１１６９号
大阪府枚方市牧野本町１丁目14番15号、住民票上の住所大阪府枚方市養父丘２丁目10番16号
債務者　内村　広志
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８号
東京都小平市小川町２丁目1364番地の２レオパレス極205号
債務者　高山　由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　星野　新司
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
釧路市文苑４丁目36番22号
債務者　長谷川美佳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午前９時30分
釧路地方裁判所